

図 I-20 配偶関係別同居家族数

第 II 章 賃金・労働時間

1. 賃 金

賃金については、昭和50年10月の給与について、税込み総額、およびその内訳として基本給と時間外勤務手当をたずねた。さらに、特別給与として50年の夏期ボーナスを質問した（ただし、これは質問上の不備から、税込み総額か手取り額かが不明）。

〔全体の傾向〕

税込み総額が低い人は、10万円未満が15%、逆に高い人では20万円以上が約9%であり、平均税込み総額は約140,000円となる。基本給については、20万円以上の者はごくわずかで、平均基本給は約116,300円である。基本給率の平均は83.1%となった（基本給率 = $\frac{\text{基本給額}}{\text{税込み総額}}$ ）（図 II-1）。

時間外手当は「なし」の人が最

も多いが、2万円以上の高い人も約15%に達しており、平均時間外手当は約8,980円である（図 II-2）。

50年夏期ボーナスは、10~20万円という人がほぼ半数に達し、平均196,500円である。なお、少ない例のうち「5万円未満」という者の半数と「ボーナスなし」は、「パートタイム勤務者」である（図 II-3）。

次に、給与を個人の属性別、勤務する施設別に詳しくみていこう。

〔年令と勤続・経験年数〕

管理職も含めた全体の年令別平均賃金は、年令とともにゆるやかにのびている。ただし、同時に、年令とともに管理職がふえ、40才以上

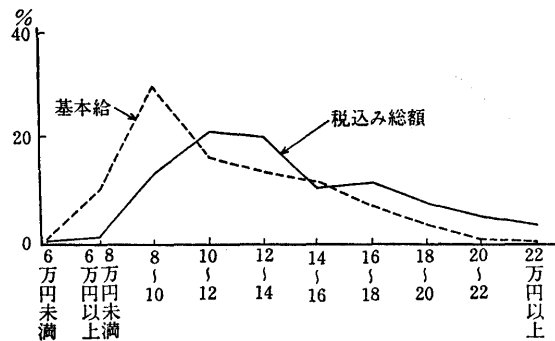


図 II-1 税込み総額と基本給額

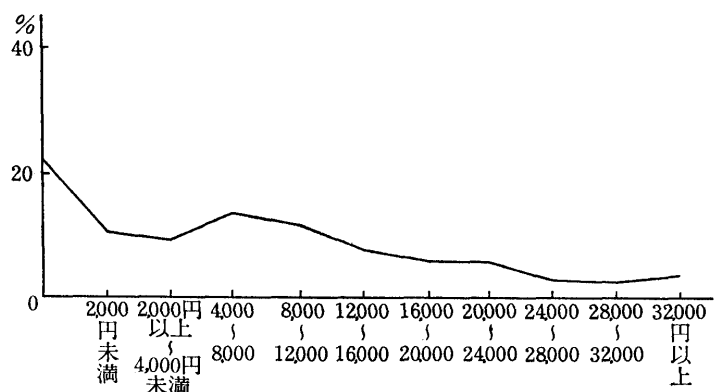


図 II-2 時間外手当額

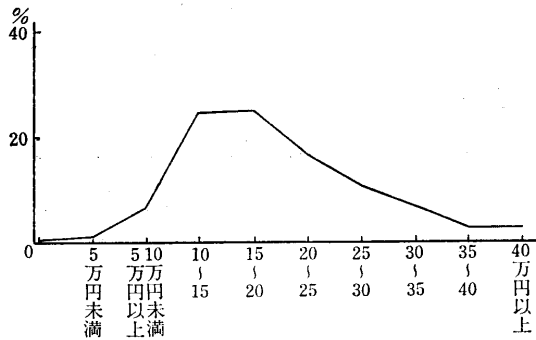


図 II-3 夏期ボーナス額

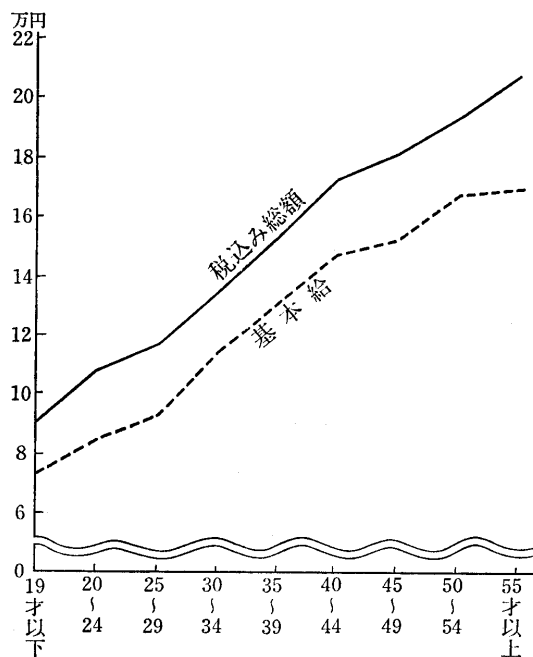


図 II-4 年齢別平均給与

では同じ年齢層の人のうち、半数以上に達する。このため、年齢による給与の上昇には、管理職になっていくことによる給与の上昇の影響が大きいと考えられる。(〔職位別〕給与の特徴参照) (図 II-4)。

勤続年数と経験年数による給与曲線を比較すると、経験年数の曲線の方がやや下回っている。例えば、経験年数「10～12年」の人の平均賃金は、勤続年数「10～12年」の人の平均賃

金を下回り、むしろ勤続年数「7～9年」の人の平均賃金に近い。これは、勤続年数と経験年数の一致しない、つまり、職場を変えたか、あるいは職業をを中断したことがある人は、経験年数としては同じ年数があっても、同一職場に働き続けている人よりも給与が3～4年分低くなることを表わしているといえよう(図 II-5)。

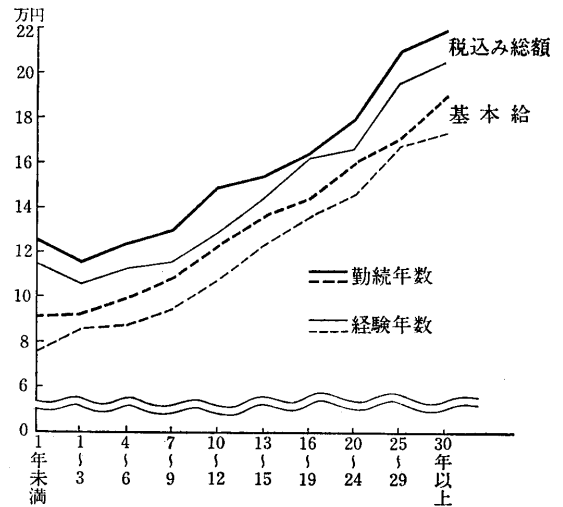


図 II-5 勤続年数・経験年数別平均給与

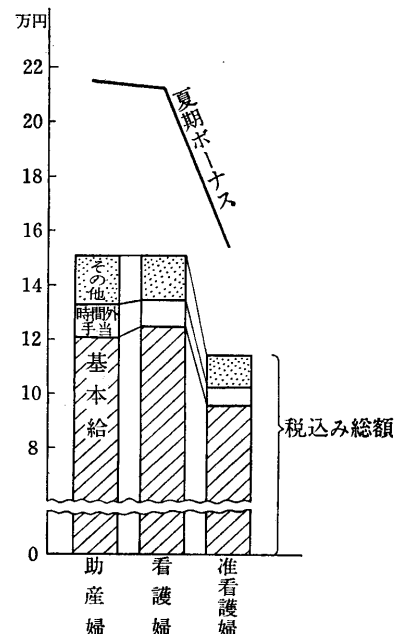


図 II-6 職種別平均給与額と夏期ボーナス

〔職種別〕

まず「准看護婦」の賃金が全般に大幅に低いことが明らかである。平均年齢を加味すると、「看護婦」(37.0才)、「助産婦」(34.6才)と、「准看護婦」(28.2才)では、約6～8才の開きがあるので、准看護婦の低賃金は年齢による賃金差の影響も多少はうけているであろう。また、「助産婦」と「看護婦の平均を比べると、給与総額とボーナスはほとんど同じである。ただし、平均年齢が助産婦は3才若くて、看護婦の方が管理職が多いうえで「看護婦」は比較的低い額に集中した分布を示している。これらのことを考えあわせると、「看護婦」の方がやや賃金が低いといえないだろうか(図Ⅱ-6)。

〔職位別〕

給与曲線を職位別にみていくと、「一般看護職」、「主任・副主任」、「婦長」で大きな差がみられる。「一般看護職」の基本給は「8万円以上10万円未満」に集中し、平均基本給は103,000円になる。税込み総額は約半数が10～14万円で、平均126,000円である(図Ⅱ-7(a))。

「主任・副主任」では、基本給のピークが12～16万円にあがる。税込み総額では「一般看護職」と同じく12～14万円がやはり最も多いが、20万円以上のものがふえ、平均して基本給が132,700円、税込み総額が157,300円である(図Ⅱ-7(b))。

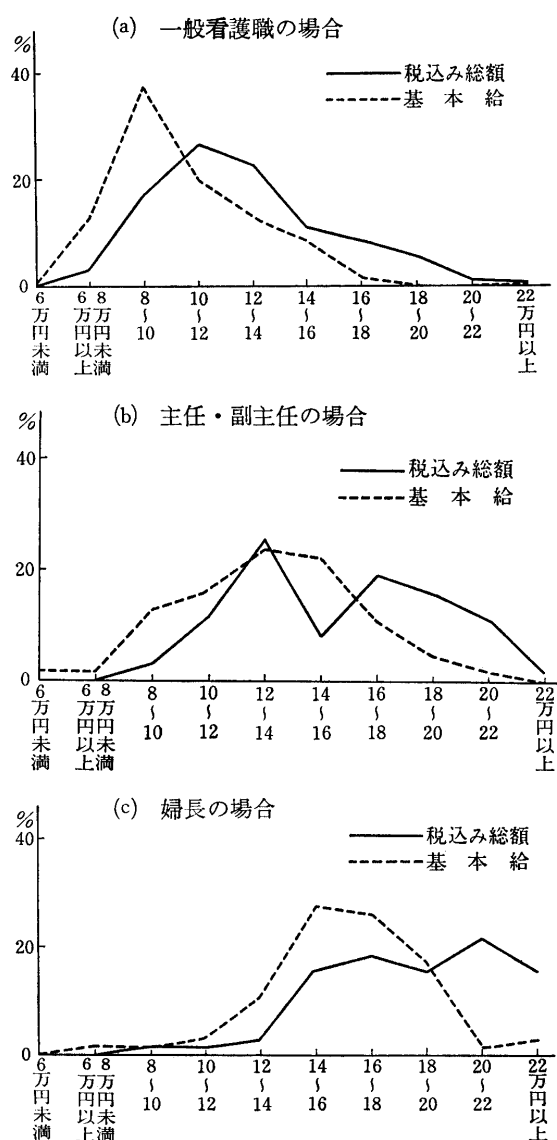
「婦長」になると、基本給も高くなるが、特に税込み総額がのび、1/3以上が20万円以上にもなる。平均額は基本給161,300円、税込み総額189,000円である(図Ⅱ-7(c))。

なお、「総婦長」、「副総婦長」は実数が少ない

ため省略した。

〔勤務施設の設置主体別・病床規模別〕

設置主体別に平均給与を比較すると、国立と「日赤」では、税込み総額が高いが、夏期ボーナスは全体平均並である。これと逆に、「社会保険団体」では、税込み総額は平均並だが、ボーナスがとびぬけて高い。また、「その他公立」は、税込み総額、夏期ボーナスとも全体平均を大幅



図Ⅱ-7 職種別にみた給与額

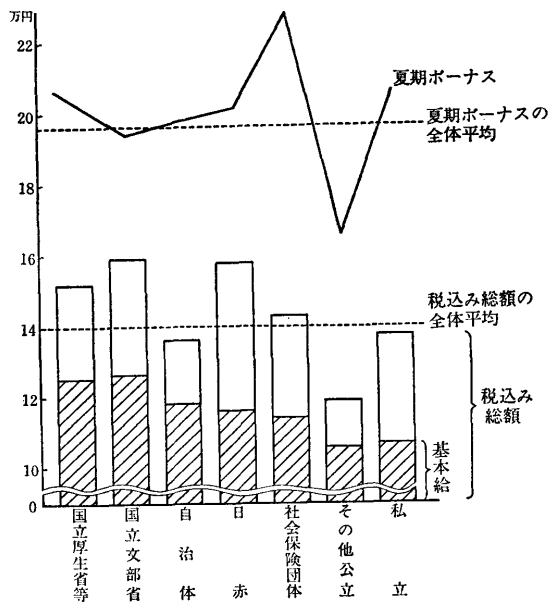


図 II-8 勤務施設の設置主体別平均給与額

に下回っている（図 II-8）。

もつともこれら設置主体別の特徴については一概にいえず、それぞれの施設での看護職の構成も考慮に入れる必要がある。例えば、国立と「日赤」では、税込み総額が高いといっても、そこに働く看護職は経験年数、勤続年数とも長い者が多く、従って、年齢が高く、また、「准看護婦」はわずかで「看護婦」が大半を占めているのである。他方「私立」、「その他の公立」では、「准看護婦」が多く、また勤続年数の短い者が多いため、給与がひき下げられていると考えられる（第 I 章 2 「設置主体別

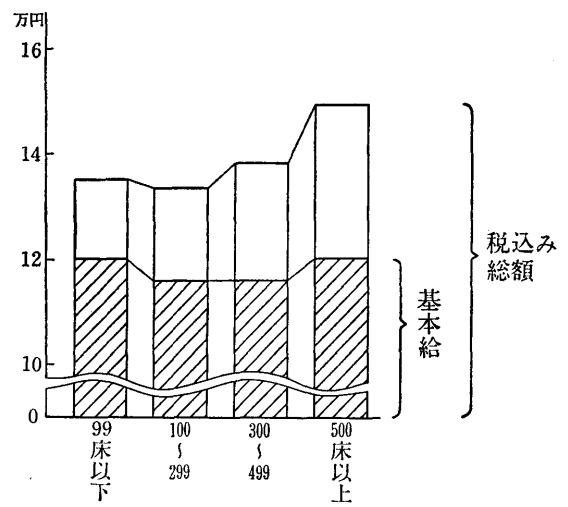


図 II-9 勤務施設の許可病床別平均給与額

看護職員の特徴」参照)。

勤務施設の病床規模の差はあまり著しくはないが、やはり大規模な施設は税込み総額が他より約1万円ほど高くなっている（図 II-9）。

2. 労働時間

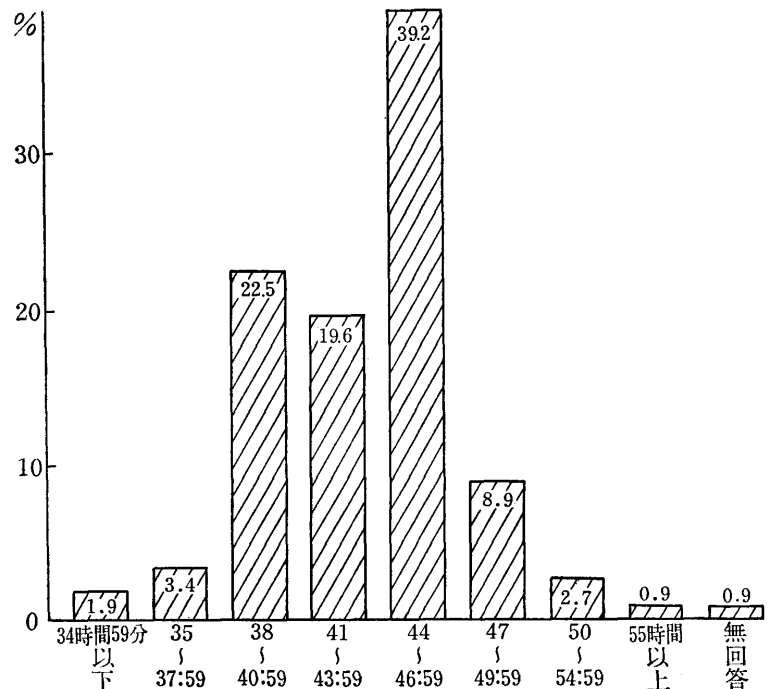


図 II-10 週所定内労働時間

本調査では、看護職の実労働時間について、昼休み、休憩時間をのぞいた所定内労働時間（1週当たり）と所定外労働時間（月間）を質問した。そして所定外労働時間を1週当りに換算して、1週当りの総実労働時間を算出した。この他に、昼休みと休憩時間については、日勤、夜勤別に項を設けて質問している。

なお、勤務交替時間と当直者の仮眠時間については、ここではふれず、第3章2「夜勤体制」

の項でのべる（p. 38 参照）。

〔所定内労働時間〕

週所定内労働時間は、「44時間以上 47 時間未満」に集中しており、44 時間未満の者が合わせて約半数に達しているが、他方では 50 時間という長時間労働が、約 4 % もみ上とられる。パートタイム勤務者を除いた、全体平均は、43 時間41 分である（図 II—10）。

設置主体別にみると、国立では大半が 44 時間

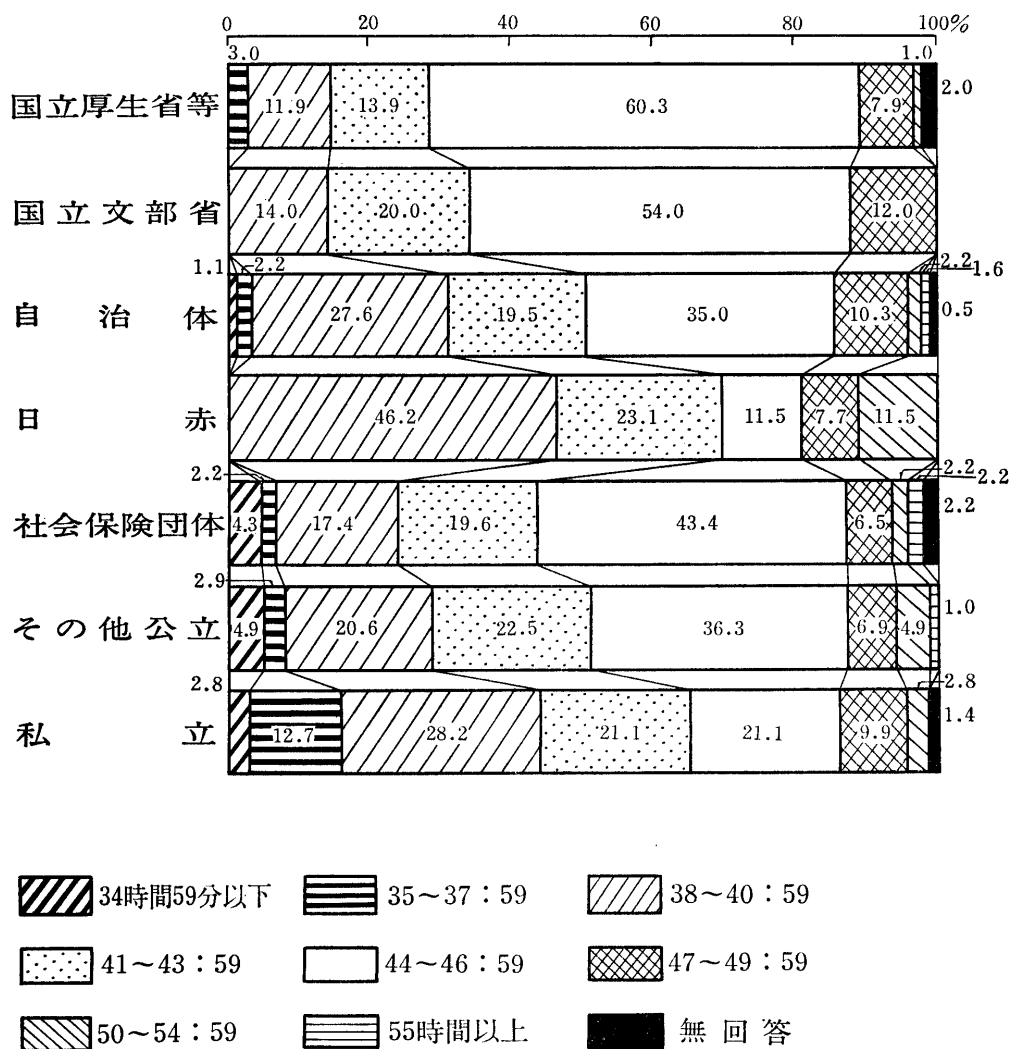


図 II—11 勤務施設の設置主体別週所定内労働時間

(a) 国立厚生省等・自治体・社会保険団体・その他公立に働く看護職の場合

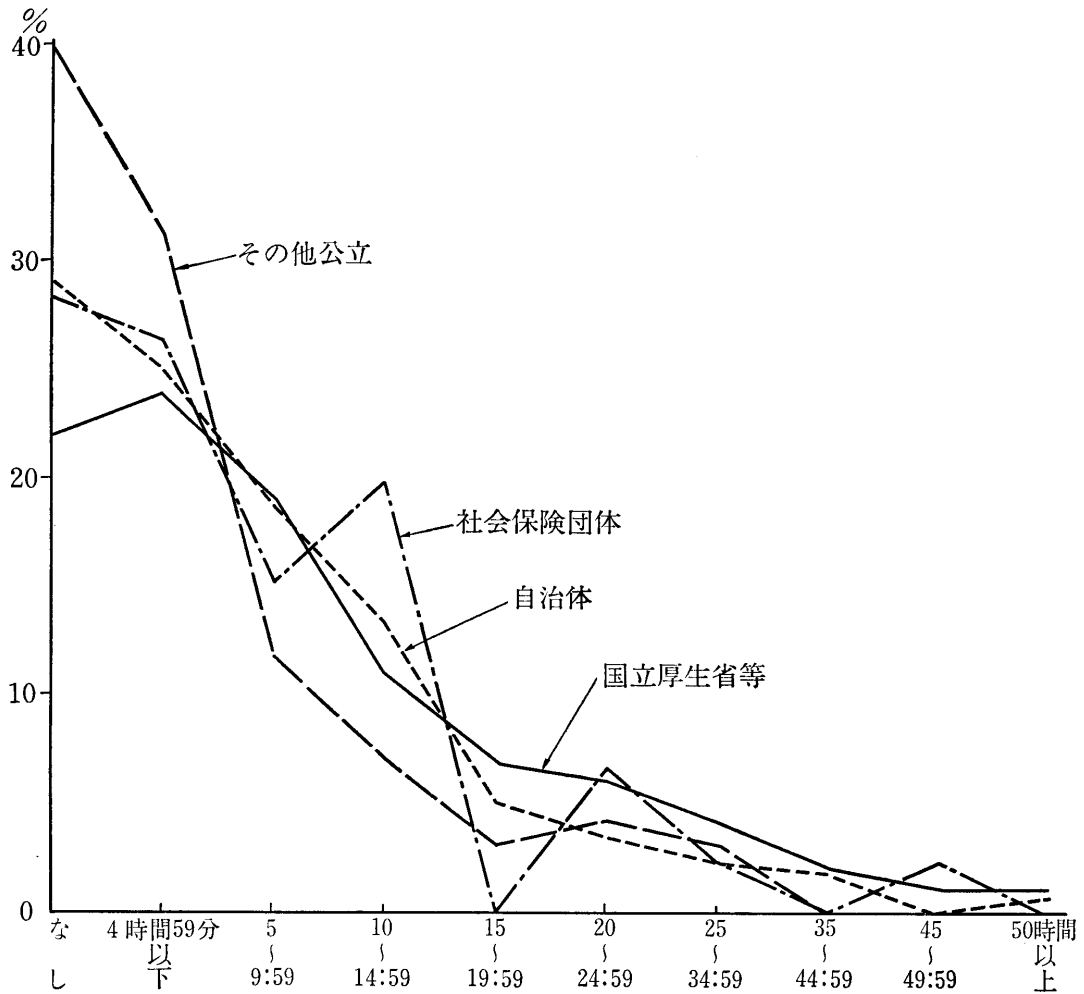


図 II—12 勤務施設の設置主体別月所定外労働時間

以上, 47 時間未満に集中し, 平均 44 時間 24 分と長い。「私立」では, 所定内労働時間がまちまちで, 全体としては平均 42 時間 6 分と短くなっている (図 II—11)。

〔所定外労働時間〕

所定外労働を 10 月中しなかった人が 26% と最も多いが, これを含めて全体平均は 1 カ月 8 時間 33 分 (している人だけでは 11 時間 42 分) である。わずかではあるが, 45 時間以上や 50 時間以上という長い例もある。まず設置主体別

にみると, 「国立文部省」が最も長く, 全員が平均 17 時間 54 分もの所定外労働をしているが, 「その他公立」では, 平均 5 時間 4 分と最も少ない。この短さは, 時間外労働をしなかった人が, 約 40% にのぼるためであろう。

所定外労働時間の分布は, 設置主体別によって大まかに 2 つのタイプがみられる。「その他公立」, 「自治体立」, 「社会保険団体」, 「国立厚生省等」では, 所定外労働をしない人が最も多く, 順次へっていく型である (図 II—12 (a))。

(b) 国立文部省・日赤・私立に働く看護職の場合

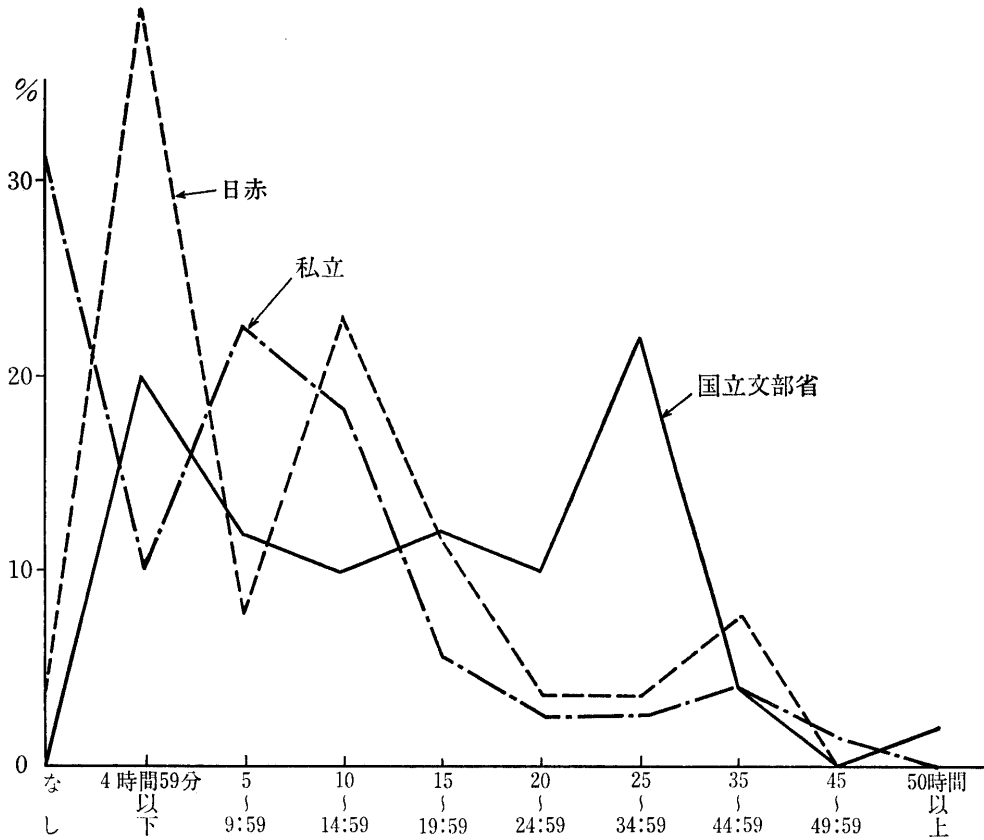


図 II-12 勤務施設の設置主体別月所定外労働時間

これに対して「国立文部省」, 「日赤」, 「私立」では, 不規則な分布を示す(図 II-12(b))。また, 病床規模別では「99床以下」と「500床以上」がともに平均11時間をこえて長い(図 II-13)。

職位別の平均時間は, 「総婦長」「副総婦長」(11時間

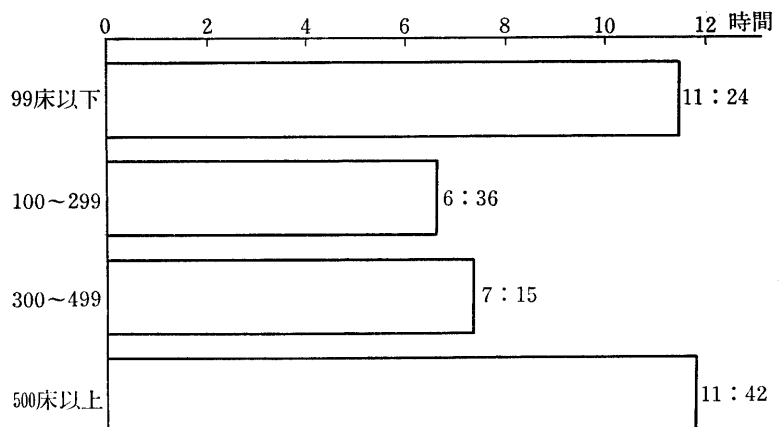


図 II-13 勤務施設の病床規模別平均所定外労働時間

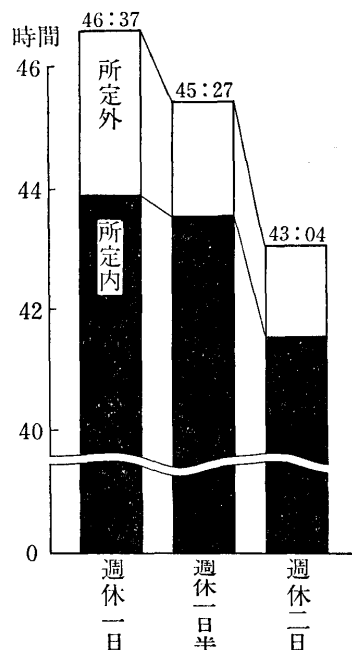


図 II-14 週休態様別平均総実労働時間

56分)、「婦長」「主任・副主任」(10時間8分、10時間3分)、「一般看護職」(7時間57分)の順に短い傾向がある。さらに、職種別にみると、「看護婦」が(平均9時間14分)やや長く、「准看護婦」(平均7時間27分)がやや短い。

〔総実労働時間〕

所定内労働時間と所定外労働時間を合わせた看護職の総実労働時間は、週平均45時間49分になる。設置主体別では、「国立文部省」でほぼ全員が超勤しているため、総実労働時間がとびぬけて長く(48時間53分)、「私立」(44時間26分)が比較的短い。

週休態様別に労働時間をみると、所定内労働時間では、「週休1日制」の人と「1日半制」の

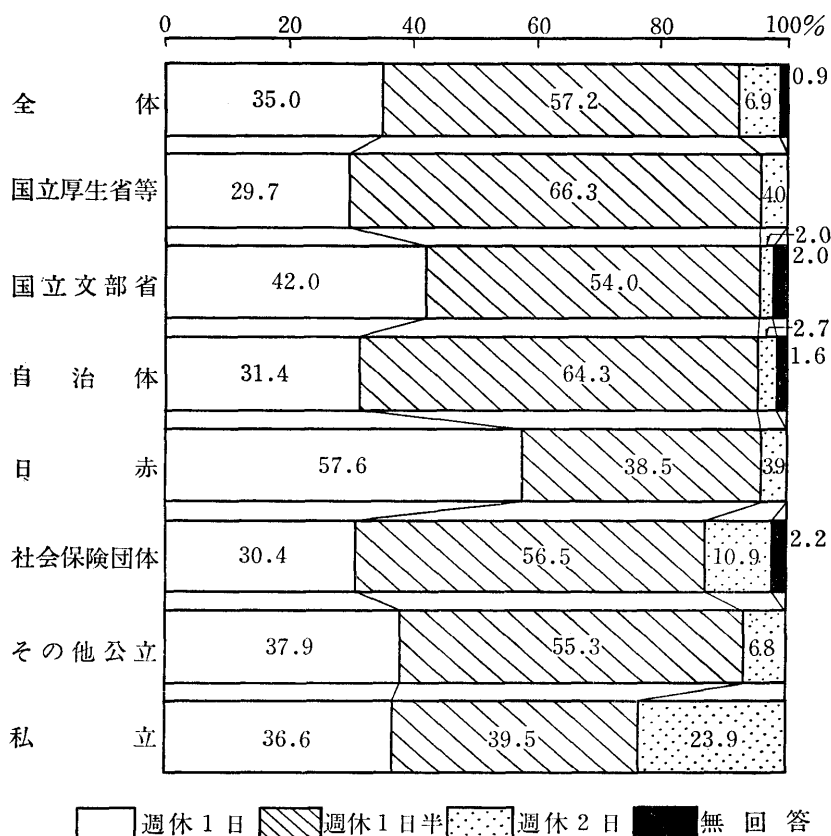


図 II-15 勤務施設の設置主体別所定週休態様

人とはほとんど差がなく、「週休2日制」になるとやや短くなっている。ところが、所定外時間を含めて、総実労働時間をみると、週休態様による差が明らかになってくる（図Ⅱ-14）。

〔週休制〕

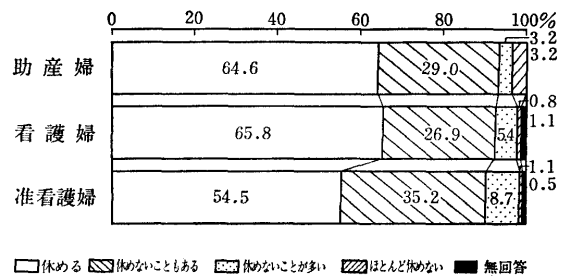
「週休2日制」が適用されている看護職は、全体の約7%にすぎず、いまだに「週休1日制」の人も多い。特に、「日赤」では、「週休1日制」が大半をしめているが、逆に「私立」に「週休2日制」が目立って高い（図Ⅱ-15）。

所定週休が実際に休めるかどうかは、約60%の人々が確実に、いつも所定どおり週休をとることができ、週休態様別にあまり差はない。職位別には「休めないことが多い」、「ほとんど休めない」という者が「一般看護職」に多い。職種別では「助産婦」と「看護婦」に比べて「准看護婦」は「休めないこともある」という者が多く、「いつも休める」はややへっており、差がみられる（図Ⅱ-16）。

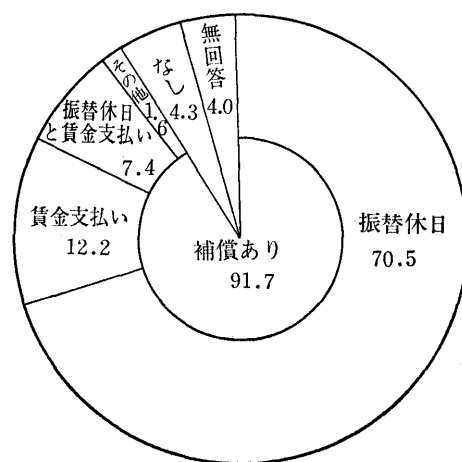
週休が休めない場合には90%以上の人に対しては何らかの補償がある（図Ⅱ-17）。補償のしかたは、設置主体別にみると、「その他公立」では「賃金支払い」が多く、「日赤」に勤める人の92%は「振替休日」をとっている。また、病院種別では、「その他一般病院」で「振替休日」が少ないなど、それぞれ特徴がある。

〔祝祭日〕

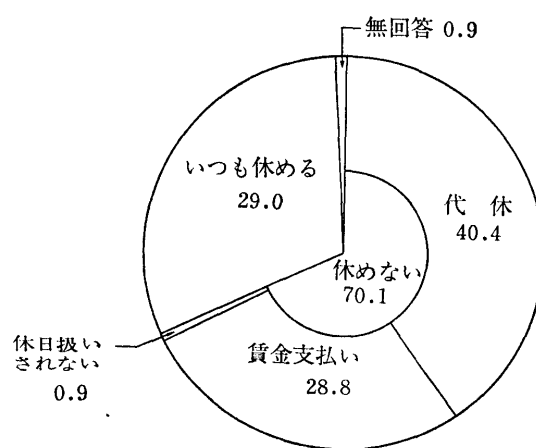
国民の祝祭日が休めるかどうかと、休めない場合に、その補償措置をたずねた。国民の祝祭日に必ずしも休めない人は約70%に達し、休めない人の大半は「代休」か「賃金支払い」などの補償がある。ただし、もともと国民の祝祭



図Ⅱ-16 職種別実際に週休の休める割合



図Ⅱ-17 週休が休めないときの補償の有無 (単位%)



図Ⅱ-18 祝祭日の取得状況 (単位%)

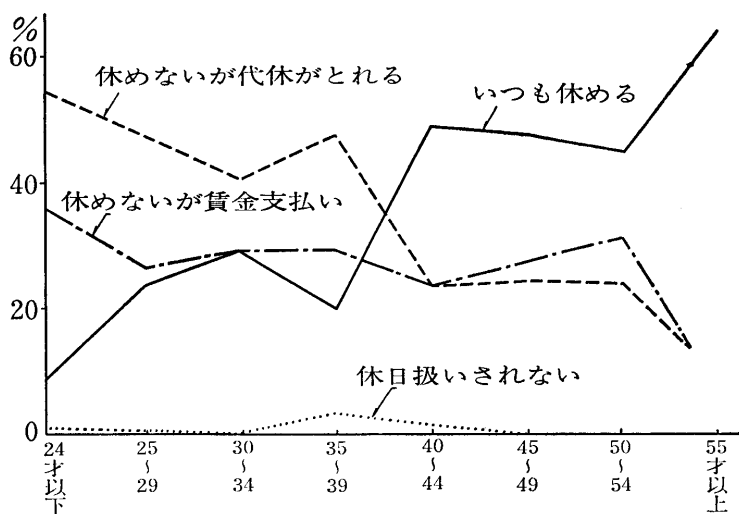


図 II-19 年齢別祝祭日の取得状況

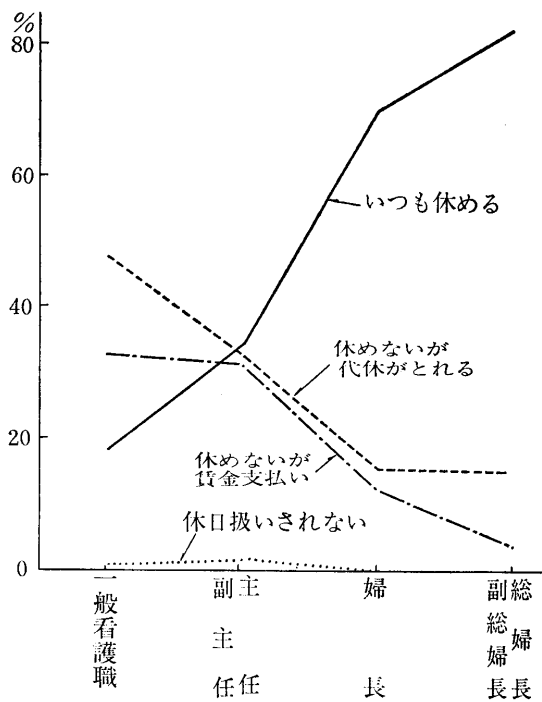


図 II-20 職位別祝祭日の取得状況

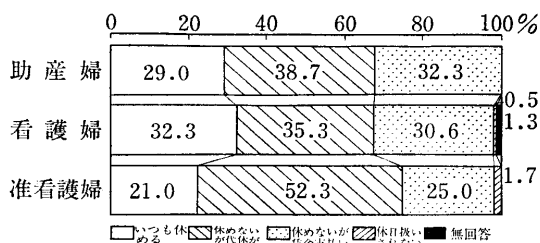


図 II-21 職種別祝祭日の取得状況

日が「休日扱いされていない」人が約1%ある(図II-18)。

祝祭日に「いつも休める」人は年齢が高くなるほどふえ、かわりに「休めないが代休がとれる」人が減っている(図II-19)。

この特徴は、職位別にみると、もっと顕著で、「いつも休める」のは「一般看護職」の約18%にすぎないが、「婦長」になると、これは約70%にのぼる(図II-20)。

なお、職種別にみると、週休の場合と同様にやはり「准看護婦」は「いつも休める」と考えている人がやや少なくなっている(図II-21)。

3. 休 暇

〔未消化年休の取り扱い〕

年次有給休暇が消化できない場合の措置について質問したが、何の措置もうけていないものが13%であり、大半は未消化日数が次年度にくりこされている。設置主体別にみると「措置なし」が「日赤・その他公立」では20%に達し、国立は約9割までが日数制限つき「次年度くりこし」である(図II-22)。

〔夏期休暇〕

昭和50年の夏、所定夏期休暇は全体の約70%に適用されていた。休暇日数は「5日以上7日未満」の人が最も多く、全体の平均日数は

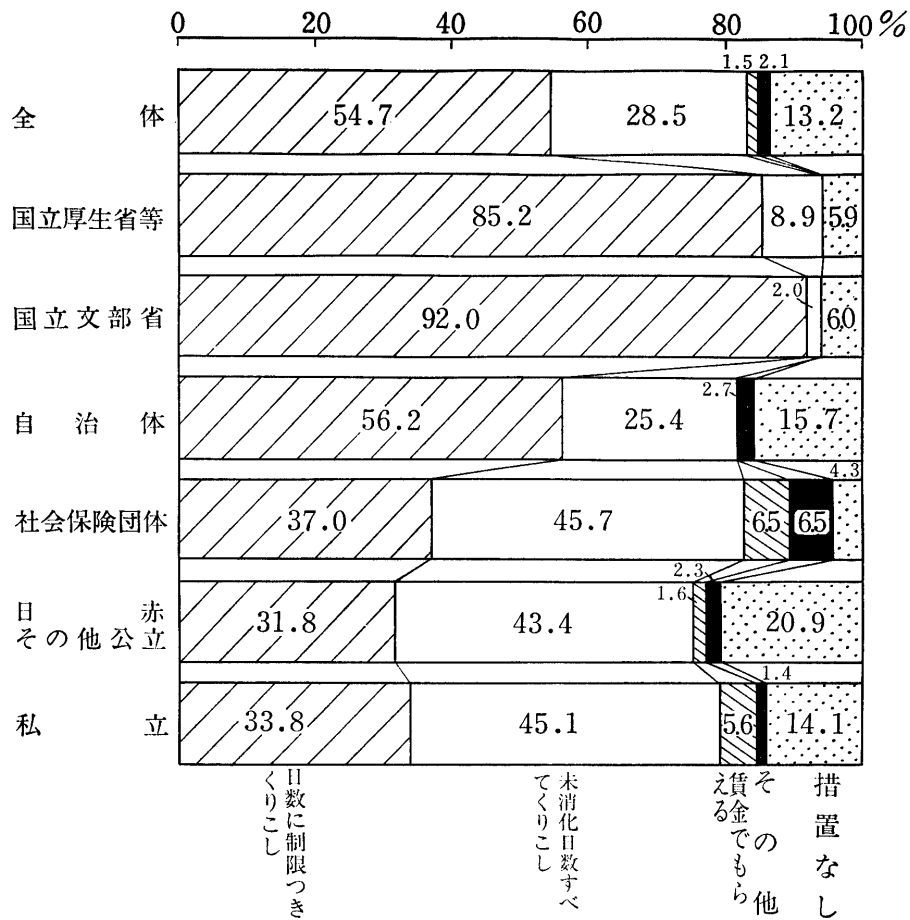


図 II-22 勤務施設の設置主体別未消化年休の取り扱い

3.1日である。設置主体別では、所定夏期休暇の適用が多いのは「国立厚生省等」と「自治体立」であり、所定日数も5日以上にのぼるものが多い。それ以外では、大半が5日未満にすぎない。平均日数は、最も短い「私立」の1.9日から、最も長い「自治体立」の4.3日まで差がある(図 II-23)。

所定夏期休暇が適用されていた人の95%までが、実際に休暇をとっている(表 II-1)。職位別では「総婦長・副総婦長」は2日以上5日未満に集中しているのが特徴である(図 II-24)。

〔所定年末年始休暇〕

昭和49年から50年にかけての年末年始に、看護職の約2%は所定休暇がなかった。休暇日数は12月28日、1月4日の日曜を除き、4日以上6日未満が約半数に達し、平均日数は4.4日であり、設置主体による差はあまりない(図 II-25)。

4. 休憩時間

〔日勤の昼食・休憩時間〕

所定昼食時間については、全体の過半数が「45~49分」に集中しており、平均約53分と

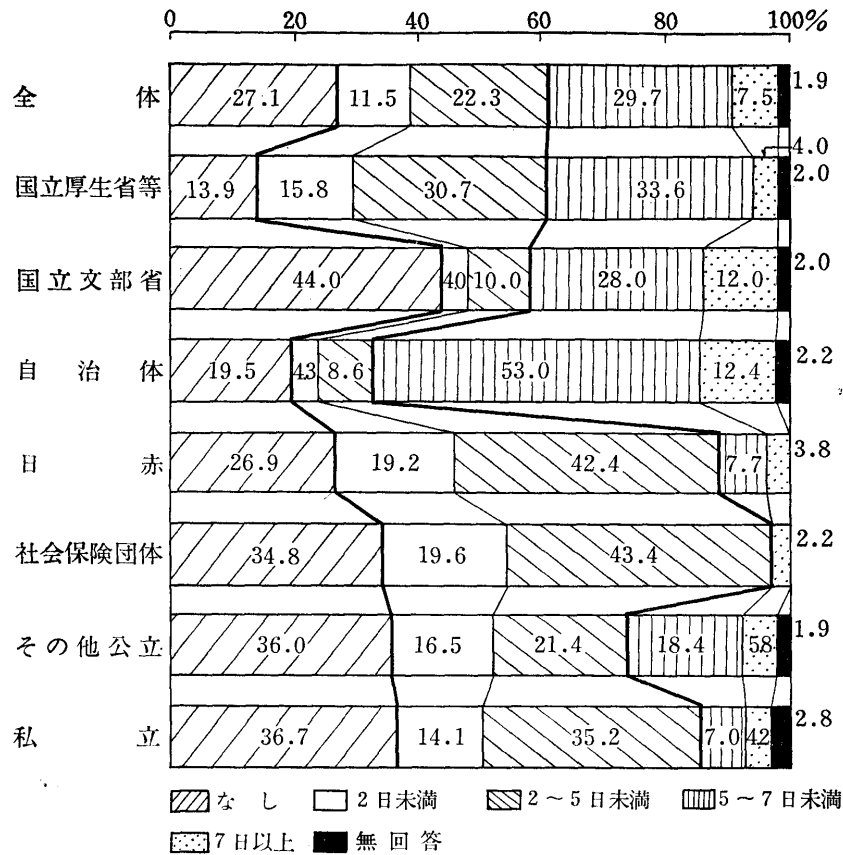


図 II-23 勤務施設の設置主体別所定夏期休暇日数

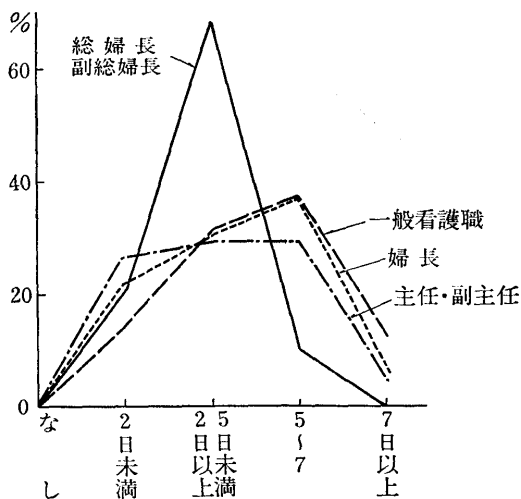


図 II-24 職位別実際の夏期休暇日数

表 II-1 夏期休暇日数の実際と所定の比較 (単位%)

所定より長い	所定通り	所定より短い (なしも含む)	無回答	計
4.1	83.4	8.2	4.3	100.0

なる。所定昼食時間のピークは設置主体によって異なり、国立では39～59分と短く、「私立」は1時間以上と長い。平均時間は「私立」(58分)、「自治体立」と「日赤・その他公立」(54分)、「社会保険団体」(51分)、国立(47分)の順に短い(図 II-26)。

所定休憩時間については、全体の43%は30分以上であるが、約40%は所定休憩時間がな

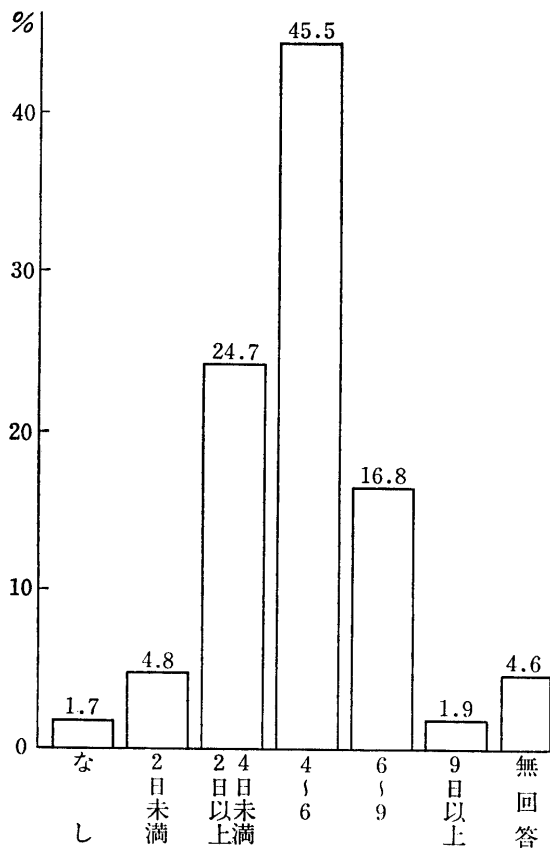


図 II-25 所定年末年始休暇日数

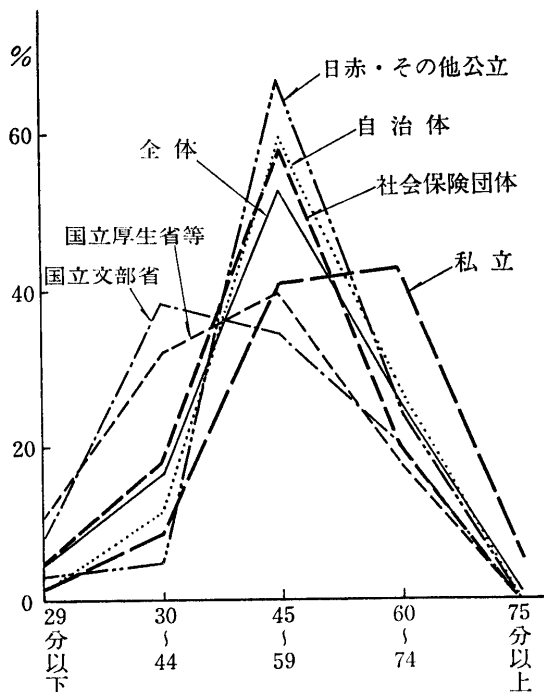


図 II-26 勤務施設の設置主体別所定昼食時間

いと答えているため、全体平均すると約25分と短くなる。設置主体別では国立がやや短く、「30～39分」というものが最も多いが「自治体立」、「社会保険団体」、「その他公立」では「50～59分」と長い。また「所定休憩時間がない」と答えたものは「国立厚生省等」が最も少ないが、「日赤・その他公立」、「私立」では半数をこえ、このため平均所定休憩時間は平準化し、どの設置主体でもほぼ同じとなっている（図 II-27）。

ところが実際には、昼食時間を所定通りとっている人は約半数にすぎず、実際の昼食時間の平均は41分と、平均所定時間より12分も短い。そして、ほとんど昼食時間のとれないものが60%もある（図 II-28 (a)）。一方、実際の休憩時間の平均は24.4分となり、平均所定時間とほぼ等しいが、内訳をみると、所定時間より実際の方が短いもの、所定休憩時間はないが、実際には休憩しているものと様々である、実際に休憩できないものも37%に達している（図 II-28 (b)）。また、日勤中に昼休みも休憩も事実上まったくとれないものが4%に達している（図 II-29）。

なお、実際の昼食時間を職種別にみると、「助産婦」と「進学コース通学者」は「昼食時間がほとんどとれない」ものがめだって多い。また、平均実昼食時間も「看護婦」、「准看護婦」が約42分であるのに対して、「助産婦」は約30分と大幅に短い（図 II-30）。

〔三交替制夜勤の休憩時間・仮眠〕

三交替制についている病棟勤務者の場合、夜勤時の平均所定休憩時間は準夜勤、深夜勤とも

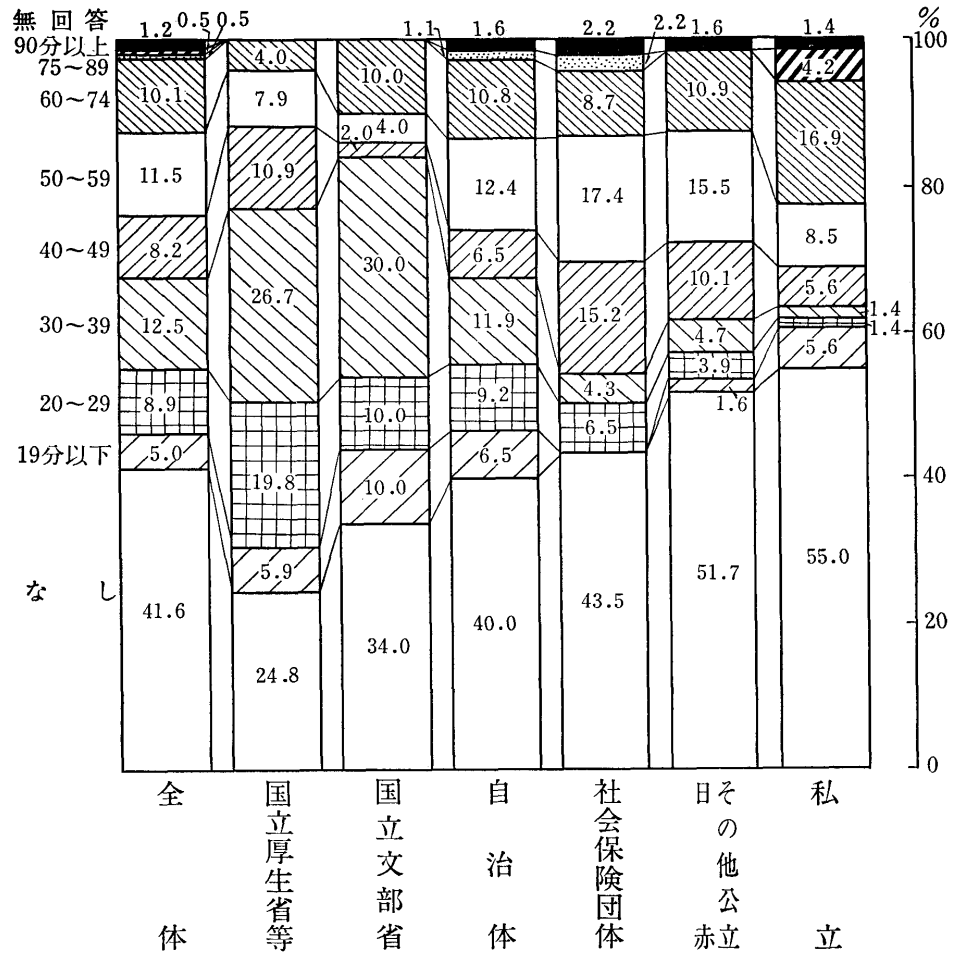


図 II-27 勤務施設の設置主体別所定休憩時間

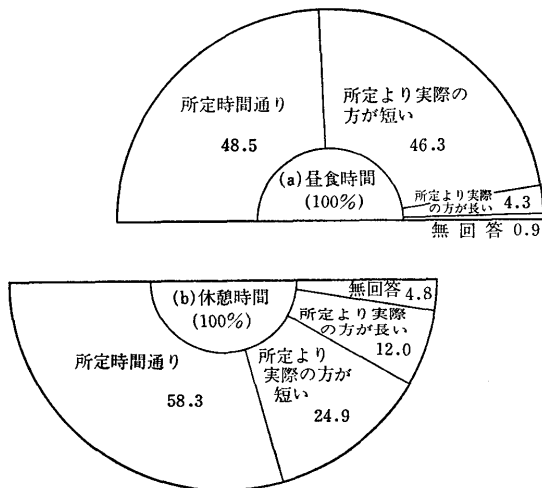


図 II-28 昼食および休憩の実際にとれる時間と所定時間との比較

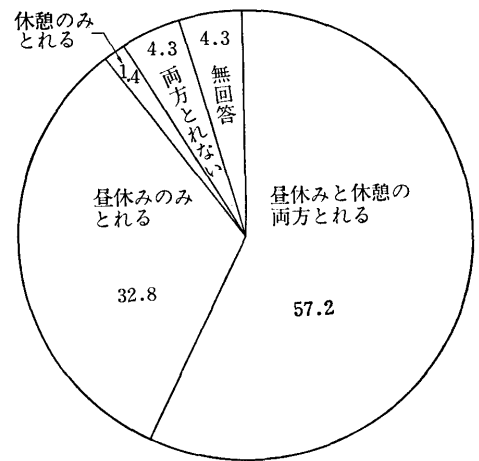


図 II-29 昼休みと休憩が実際にとれる割合 (単位%)

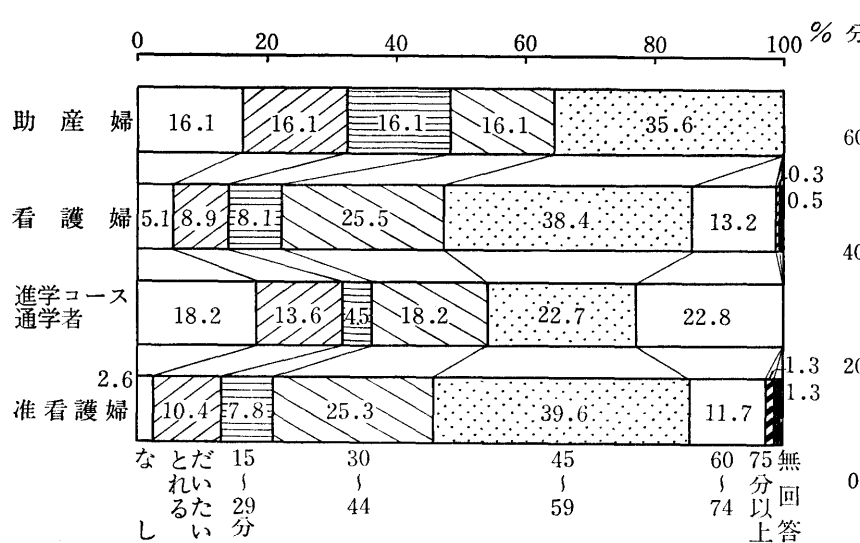


図 II-30 職種別実際の昼食時間

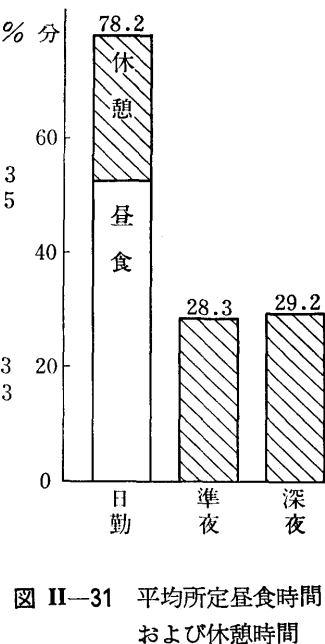


図 II-31 平均所定昼食時間および休憩時間

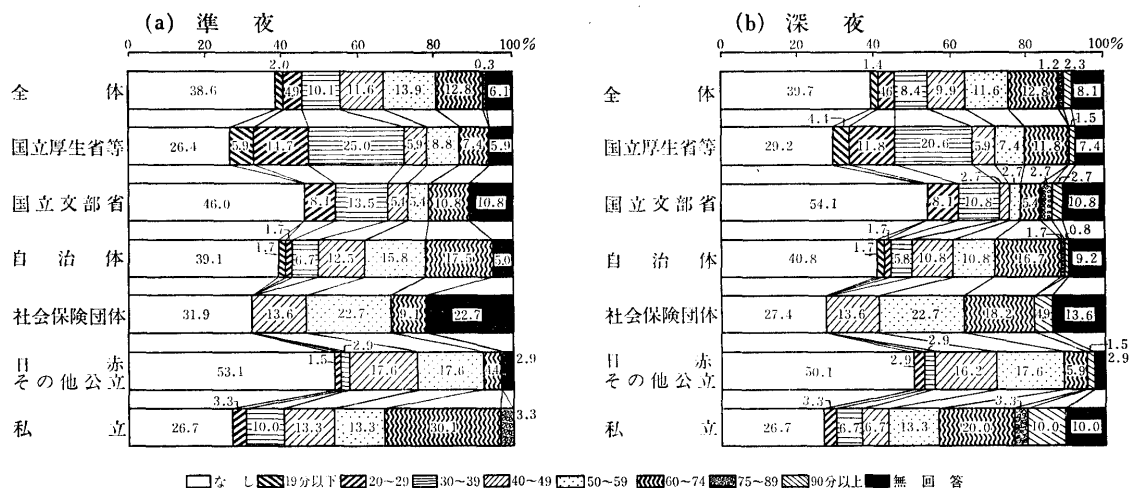


図 II-32 勤務施設の設置主体別所定夜間休憩時間

に 29 分であり、日勤の昼食と休憩時間をあわせた時間の半分にも達していない (図 II-31)。そして、休憩時間が明示されていないと答えたものが準夜勤、深夜勤とも約 40% にのぼる。設置主体別に所定休憩時間をみると、「国立厚生省等」、「私立」では 70% 以上に所定休憩時間が明示されているが、「日赤・その他公立」

や国立でも「文部省」では明示されているのは約 50% にすぎない。また、平均所定休憩時間は「私立」では平均約 40 分であり、「社会保険団体」も準夜勤で 32 分、深夜勤で 41 分と比較的長いのに対して、特に「国立文部省」は約 20 分と短くなっている (図 II-32)。

実際の平均休憩時間は、平均所定時間より

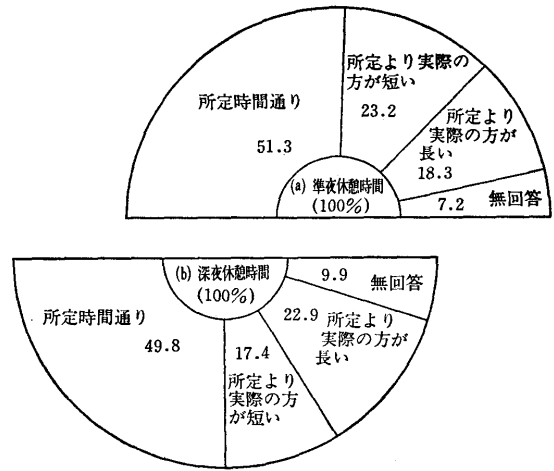
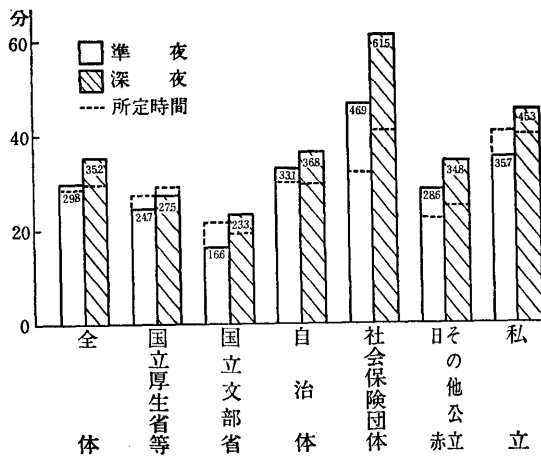


図 II-33 設置主体別実際の夜間平均休憩時間

図 II-34 夜間休憩時間の所定と実際との比較

表 II-2 勤務施設の設置主体別深夜勤中の仮眠

(単位%)

	全体	国立厚生省等	国立文部省	自治体	社会保険団体	日その他公立	私立
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
とれない	44.0	63.2	40.6	39.2	18.2	44.2	43.4
時々とれる	36.2	19.1	40.5	43.3	31.8	38.2	40.0
たいていとれる	15.7	16.2	8.1	15.0	36.4	14.7	13.3
無回答	4.1	1.5	10.8	2.5	13.6	2.9	3.3

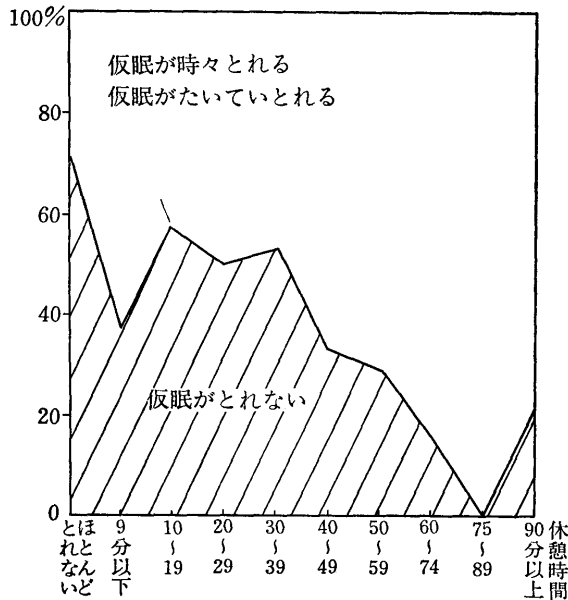


図 II-35 深夜休憩時間別仮眠がとれない看護職の割合

もやや長いといえよう。特に、「社会保険団体」では、平均所定時間も長い、その上実際の平均休憩時間が平均所定時間を大幅に上回っている。「国立厚生省等」、「国立文部省」では逆に平均所定時間がやや短い上に、実際の平均休憩時間はさらにそれを下回っている（図 II-33）。実際の休憩時間は、約 50% が所定時間どおりであるが、そのうちの約半分は、所定時間が 0 分、従って、実際にも休めないというものである。準夜勤、深夜勤とも約 30% は事実上休憩がとれない状態である（図 II-34）。

また、深夜勤務中の仮眠については、半数近くが仮眠ができない。ただし、「時々とれる」と

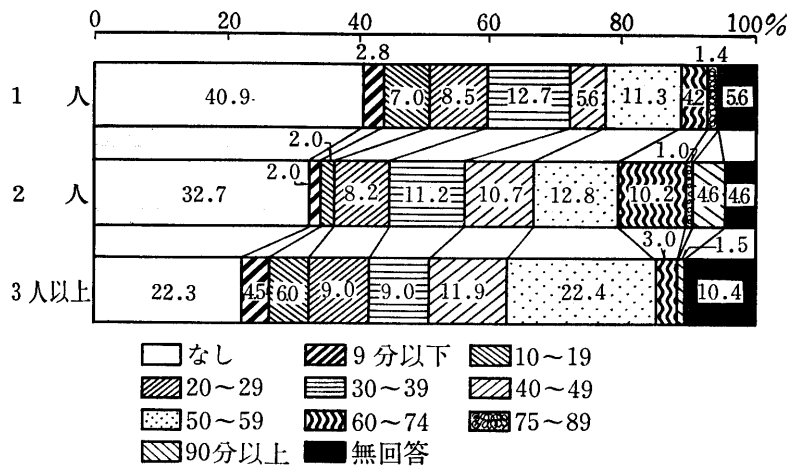


図 II-36 病棟の夜勤人数別準夜実際の休憩時間

「たいていとれる」を合せると、ごく短時間にすぎないが約半数は仮眠ができる。設置主体別では、「国立厚生省等」では、半数以上は仮眠がとれないが、逆に「社会保険団体」ではとれないものが少なく、約70%近くは何とか仮眠がとれる(表 II-2)。なお、実際の深夜勤休憩時間が長い人は、その多くが仮眠もとれるが、休憩時間のとれない人の大半は、仮眠もとれないという関係が明らかであろう(図 II-35)。

さらに、夜勤人数との関係では、1人夜勤よりも複数夜勤の方が実際に休憩できる人の割合がふえ、そして平均時間も1人夜勤が22~3分に対して、複数夜勤では30分以上と差がみられる(図 II-36)。また、職種別にみると、実際の深夜勤休憩時間のピークが「看護婦」,「准看護婦」では50~74分の間にあるのに対し、「助産婦」は40~49分と短い(図 II-37)。

〔休憩室〕

休憩室の有無は、実際にとれる休憩時間に影響がある。休憩室が用意されていない人の約半

数は休憩がとれないのに対して、「専用の休憩室」が用意されている人の中で休憩がとれないのは20~30%にへるという大きな差がある。また「休憩室なし」は「専用の休憩室あり」よりも、日勤と準夜勤の実際の平均休憩時間が10分以上短い(表 II-3)。

何らかの形の休憩室が用意されているのは、全体の

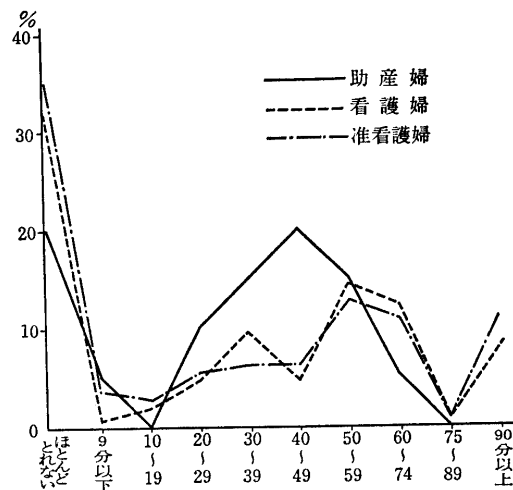


図 II-37 職種別深夜実際の休憩時間

表 II-3 休憩室の有無別実際の平均休憩時間(分)

	日勤	準夜勤	深夜勤
総計	24.2	29.8	35.2
休憩室なし	18.3	24.8	31.3
室部屋を使用	24.8	27.0	30.6
兼用のへやがある	25.3	31.3	39.1
専用のへやがある	31.4	33.7	35.5

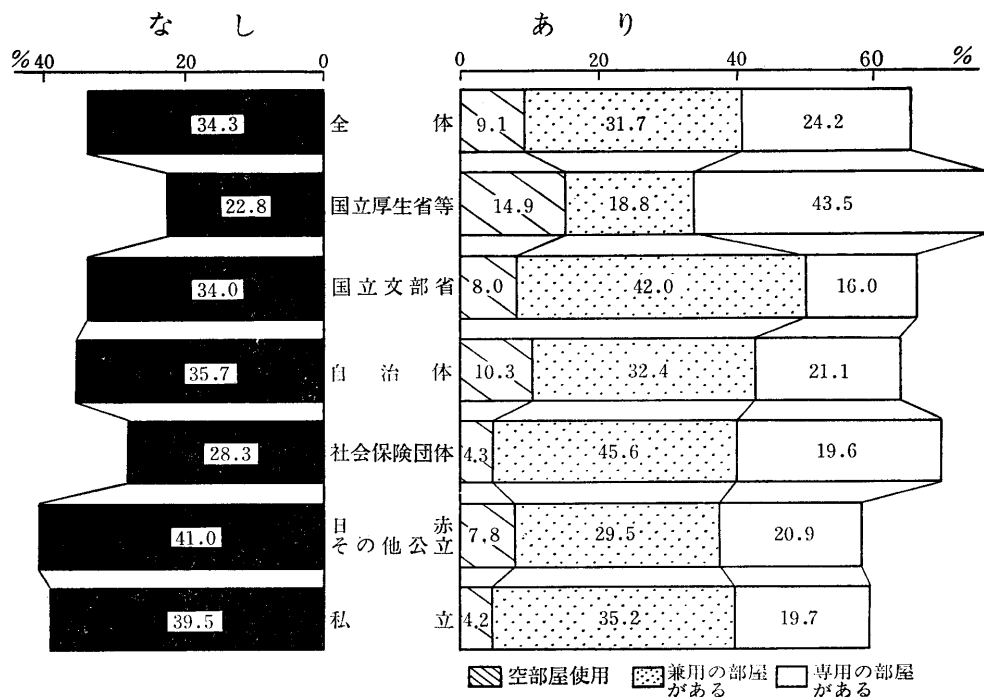


図 II—38 勤務施設の設置主体別休憩室の有無

65%で、「兼用の休憩室」が最も多い。設置主体別にみると、「日赤・その他公立」、「私立では「休憩室あり」がやや少ないが「社会保険団体」、「国立厚生省等」では、休憩室が70%以上の人に用意され、なかでも「国立厚生省等」では「専用休憩室」だけで約半数にのぼる（図II—38）。

第III章 病棟の現状と夜勤

1. 病棟の現状

〔施設内所属〕

全体としては約1/4が「外来」、「中材」、「婦長室（総婦長室）」、「手術室」等に配置され、残りの約3/4が病棟にいる。本調査では病棟を、

まず婦人科・分娩室・新生児室等を含む「産科系病棟」に、産科系以外の病棟を「混合病棟」、「単科病棟」、「ICU、CCU病棟」、「その他の病棟」に分類したが、主に前者3者について述べてい。

職種別に施設内の所属をみると、「准看護婦」は「外来」にいる人がやや多く、「婦長室」所属がいない。また「助産婦」はその60%までが「産科系病棟」勤務であり、「混合病棟」が約20%でこれに次ぐ。「助産婦」は「単科病棟」、「外来」、「手術室」などではごく少ないといえよう（図III—1）。

〔1看護単位の病床数・看護職数〕

次に、病棟について、その病床規模や看護職数などの看護単位の現状を明らかにしたい（なお対象者本人の働いている看護単位のようすを